

令和元年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和元年 11 月 25 日 月曜日 午後 1 時 30 分から午後 2 時 55 分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13 番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1 番 市 川 和 典

2 番 松 野 勝

3 番 野 口 政 夫

4 番 新 藤 悦 子

5 番 小 澤 隆

6 番 梅 澤 清 子

7 番 難 波 博 文

8 番 井 上 謙 治

9 番 山 川 宏 司

10 番 松 前 進

11 番 三 橋 澄 夫

12 番 早 川 曉 (会長職務代理)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長 副主幹 都市農業支援担当主幹

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 17 件)
- 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (報告 15 件)
- 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (報告 1 件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 4 件)
- 5 議案第 54 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (2 件)
- 6 議案第 55 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (4 件)
- 7 議案第 56 号 新規就農者の認定について (1 件)
- 8 議案第 57 号 農用地利用集積計画の決定について (11 件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和元年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員と6番の梅澤清子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」を議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について」、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、10月11日から11月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で6件、10筆、面積は4,056.01平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で11件、18筆、面積は5,024.01平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、17件、28筆、面積は9,080.02平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

118番についてですが、面積が1.01平方メートルで駐車場への転用となっておりますが、どのような計画なのでしょう。

<副主幹>

当該地は既存ですので、駐車場の一部が登記地目上農地として残っていたものです。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月11日から11月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は15人、筆数は68筆、面積は46,485.86平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知について」、御報告いたします。報告する案件は1件でございます。

土地の所在地は戸田字鴉町2筆、地目は田、合計面積は1,398平方メートルでございます。

借人は戸田にお住まいのAさん、貸人は戸田にお住まいのBさんです。

借人が所有権を取得するため、令和元年10月1日に合意解約されたものです。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明について」、御報告いたします。

御報告する案件は4件でございます。

1番でございますが、申請者は、三田にお住まいのCさんでございます。

申請地は三田字下稲荷1筆、地目は畑、面積は247平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和56年頃から隣接する自宅の駐車場として使用し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、11月1日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

2番でございますが、申請者は、海老名市東柏ヶ谷5丁目にお住まいのDさんでございます。

申請地は上荻野字吉野1筆、地目は畑、面積は297平方メートルでございます。

この土地につきましては、昭和28年に自宅及び倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成22年撮影の航空写真及び平成22年度固定資産評価証明書で確認できます。

また、これらの経過を踏まえ、11月5日に難波委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

3番でございますが、申請者は、三田南3丁目にお住まいのEさんでございます。

申請地は三田南3丁目1筆、地目は畑、面積は507平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成8年頃、近隣住民からの要望により駐車場として貸し出し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、11月1日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

4番でございますが、申請者は、三田南3丁目にお住まいのEさんでございます。

申請地は三田南3丁目1筆、地目は畑、面積は230平方メートルでございます。

この土地につきましては、平成11年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、平成20年撮影の航空写真で確認できます。

また、申請に先がけ事前に相談がありましたので、これらの経過を踏まえ、11月1日に松野委員及び小澤委員の立会いのもと、現地調査を行った結果、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないものと認めたものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました小澤委員及び難波委員から報告をお願いします。

<小澤委員>

1番、3番及び4番について説明いたします。

1番でございますが、この土地につきましては、昭和56年頃から隣接する自宅の駐車場として使用し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

3番でございますが、この土地につきましては、平成8年頃、近隣住民からの要望により駐車場として貸し出し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

4番でございますが、この土地につきましては、平成11年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<難波委員>

2番について説明します。

この土地につきましては、昭和28年に自宅及び倉庫を建築し、現在に至っているもので、農地法に定める農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないことを確認いたしましたので、先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は山際字下中原1筆、地目は畑、面積は621平方メートルです。

受人は山際にお住まいのFさんで、渡人は山際にお住まいのGさんです。

本申請は、農業経営安定のための世帯内の贈与による所有権移転です。

露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及び草刈り機等。

労働力につきましては本人、妻、父及び母の合計4人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は7,275平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から徒歩で約5分のところに位置しております。

なお、受人のFさんは、渡人のGさんの長男にあたり、現在、Gさんとは別世帯となっておりますが、住居及び生計を一にする親族が行う耕作等の事業に従事するその他の2親等内の親族も、婚姻等により住居又は生計を異にしている家族ぐるみで農業経営を行っている場合には、世帯員と同じ扱いをするものとされておりますので、下限面積の審査において、今回のように別居の親族である2親等内の親族への許可ができるものです。

2番でございますが、対象となる農地の所在は戸田字下沖2筆及び同字富田1筆、地目は田及び畑、合計面積は2,076平方メートルです。

受人は酒井にお住まいのHさん及び同所にお住まいのIさん、渡人は埼玉県川口市大字芝にお住まいのJさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

水稲の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植え機及び草刈り機等。

労働力につきましては本人、妻及び父の合計3人でございます。

農作業の常時従事日数は300日、耕作面積は3,982平方メートルです。

申請地は、受人の自宅から車で約7分のところに位置しております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第54号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<副主幹>

ただいま議題となりました、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

1番でございますが、対象となる農地の所在は温水字中耕地2筆、合計地目は田、面積は1,898平方メートルの内1,140.94平方メートルです。

借人は岡田5丁目の株式会社K、代表取締役Lさん、貸人は横浜市港北区大倉山4丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、賃借権設定による仮設資材置場及び駐車場設置のための転用期間が許可日から令和2年3月31日までの約3箇月間の一時転用許可申請です。

借人は、岡田5丁目に本店を置き、神奈川県内を中心に土木建築業を営む法人で、相模川右岸幹線用水路改修工事を請け負っておりますが、工事用車両及び資材の置場が必要となったことから、事業地と隣接しており、資材の搬出入が容易である申請地を選定し、工事期間のみ資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

申請地の北側は田、東側、西側及び南側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を鉄板敷きにした上で通路とし、モルタルポンプやコンプレッサー等の置場及びクレーン車の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、隣接農地付近は鉄板を敷設し、作業通路としてのみ使用するため隣接農地への影響はなく、万が一被害を及ぼした場合は受人が責任をもって解決することが申請書に明記されております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、農用地区域内農地で、原則として許可できない農地に該当しますが、本申請のように一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであれば、例外的に許可をすることができるものです。

農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれについては、農業政策課に支障がない旨確認をとっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、申請地については、神奈川県相模川西部土地改良区の受益地となっており、農地転用に伴う措置等について協議が整い、土地改良区としては差し支えないとの意見書が提出されております。

2番でございますが、対象となる農地の所在は三田字中川原4筆、地目は田、合計面積は1,998平方メートルです。

受人は横浜市中区長者町8丁目の合同会社O、代表社員Pさん及びQさん、渡人は三田にお住まいのRさん、下荻野にお住まいのSさん及び三田にお住まいのTさんです。

本申請は所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、横浜市中区長者町8丁目に本店を置き、中古自動車のオークション販売・仲介業を営む法人で、オークションにて毎月平均して15台程度の中古自動車を落札及び販売しておりますが、車両置場として借りている土地だけでは置場が不足していることから、東名高速道路厚木インターチェンジや圏央道厚木インターチェンジに近く、利便性の良い申請地を選定し、今回申請したものです。

申請地の東側及び南側は道路、西側は水路、北側は雑種地に接しております。

土地利用計画図によりますと敷地内を50センチメートル程盛土の上、砂利敷きして東側道路と同じ高さとし、出入口を東側に幅6メートルの鉄板を水路敷込みにして設け、普通自動車51台及び軽自動車19台分の車両置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外の周囲にコンクリートブロック3段積及び高さ80センチメートルのフェンスを新設する計画となっております。

また、敷地内の砂利が流出しないように入出口に幅15センチメートル、長さ6メートルのグレーチングを敷設いたします。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、睦合北地区市民センターから490.13メートルの距離に位置する第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に問題はないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

3番でございますが、対象となる農地の所在は三田字根岸下1筆、地目は田、面積は1,951平方メートルです。

借人は東京都多摩市関戸6丁目の株式会社U、代表取締役Vさん、貸人は三田南3丁目にお住まいのWさんです。

本申請は賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は、東京都多摩市関戸6丁目に本店を置き、一般貨物運送業を営む法人で、三田に土地賃貸借契約に基づき厚木営業所を置いておりますが、土地の所有者から当該土地のトラック駐車場部分のみを自己利用したい旨の申し出がされたことから、輸送用トラックの駐車場敷地を探したところ、厚木営業所及び圏央道厚木インターチェンジの近隣にあり、輸送業務の効率化が図れる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は水路、西側は道路、南側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大75センチメートル程盛土し、大型トラック11台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を西側に幅10メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外にコンクリートブロック3段積を新設、西側以外は隣地境界から30センチメートル後退して法面30度とした上で、高さ60センチメートルの単管柵及び高さ25センチメートルの板張を新設します。また、申請地の南側の一部にコンクリートブロック1段積を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水柵を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

4番でございますが、対象となる農地の所在は三田字五貫田1筆、地目は田、面積は2,000平方メートルです。

借人は東京都八王子市横川町の株式会社X、代表取締役Yさん、貸人は三田南3丁目にお住まいのEさんです。

本申請は賃借権設定による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

借人は、東京都八王子市に本店を置き、土木工事業及び一般貨物自動車運送業を営む法人で、厚木市周辺での業務が拡大しており、八王子市からの輸送では効率が悪いことから、厚木市で資材置場及び駐車場敷地を探していたところ、圏央道厚木インターチェンジの近くにあり、業務の効率化を図ることができる申請地を選定し、許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は水路、南側は田、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、敷地内を最大70センチメートル程盛土し、建築足場や工事用重機の置場のほか10トン車15台の駐車スペースを備えた資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を東側に幅20メートルの浸透アスファルト舗装にて設け、水路を暗渠とし、出入口以外に高さ1メートルの重力式擁壁を新設します。西側及び北側についてはコンクリートブロック1段から2段積、高さ30センチメートルのトタン板及び高さ60センチメートルの単管柵を新設、南側については高さ30センチメートルのトタン板及び高さ60センチメートルの単管柵を新設します。

また、東側以外は隣地境界から30センチメートル後退して30度以内の法面とする計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透トレンチ管及び雨水樹を敷設し、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんする第3種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<小澤委員>

4番についてですが、北側についてはコンクリートブロックを積むということになったということでもいいでしょうか。

<副主幹>

4番については、事前に小澤委員に現地を確認していただき、農地に接している部分についてはコンクリートブロックを積み、被害防除措置を行うようにとの意見がありましたので、代理人と協議の上、土地利用計画図に反映いたしました。

<小澤委員>

3番についてですが、西側の道路は周辺と比べてとても低くなっております。法面を設けておりますが、水路に流れ込んだ水が溢れ出してしまうおそれがあると思います。

<副主幹>

3番については、敷地内に雨水浸透柵を設けておりますので、雨水が水路に流れ込む量は最低限ということで確認が取れております。

しかし、台風などの異常気象により敷地内で処理できない量の雨水が流れ込むことも考慮して、農業政策課に説明しております。

また、関係各課にも、その辺りを踏まえた上で雨水の処理能力に問題がないか確認しております。

<小澤委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程6、議案第56号「新規就農者の認定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第56号「新規就農者の認定について」、御説明申し上げます。

お諮りする案件は1件でございます。

申請人は藤沢市石川4丁目にお住まいのZさん。

Zさんは藤沢市宮原にあります相原農場で平成22年3月から8月及び平成29年11月から平成30年4月までの1年間農業研修を受けております。

相原農場は昭和55年から有機農業を実践しており、現在は2代目のaさんが農場長として、研修生を受け入れ、県内にも多くの就農者を輩出しており、本市でも2人の方がここで研修を受け就農しております。

この相原農場から厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第4号に規定する「県知事が認定した農業経営士若しくはそれに準じる認定農業者のいる農家等における研修」の修了書が提出されております。

また、提出されました新規就農者認定申請書の記載内容から、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第2項に掲げる認定規準の要件全てを満たしていることが確認できるものです。

この後、御審議いただきます、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」において利用権の設定を受け、安定的な農業経営を図るため、新規就農者として認定しようとするものです。

耕作予定地は関口字上原1筆、地目は畑、面積は2,125平方メートルの内1,626平方メートル。

通作距離は19キロメートル。車で約40分ですが、就農後は厚木市内に居住する予定です。

ルッコラ、からし菜など軟弱野菜を中心に季節に応じての作付けを予定しております。

所得目標は300万円。販路といたしましては、直接販売や飲食店及び一般家庭への宅配等を予定しております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第56号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり新規就農者として認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第56号「新規就農者の認定について」は、原案のとおり認定されました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、本議案は11番までございますが、1番につきましては、小澤委員が関係する議案です。農業委員会等に関する法律第31条及び厚木市農業委員会会議規則第16条の規定により、自己に関する事項については、その議事に参与することができませんので小澤委員の退室を求めます。

〔小澤委員退室〕

<議長>

それでは、日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の1番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の1番について、御説明申し上げます。

1番でございますが、借人は三田にお住まいのbさんで、申出地は三田字新田1筆、地目は田、面積は1,194平方メートル。利用目的は水稻。3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

なお、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程11、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の1番は、原案のとおり決定されました。

ここで小澤委員の入室を認めます。

〔小澤委員入室〕

<議長>

それでは、日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から11番についての事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から11番について、御説明申し上げます。

2番でございますが、借人は藤沢市石川4丁目にお住まいのZさんで、申出地は関口字上原1筆、地目は畑、面積は2125平方メートルの内1,626平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

3番でございますが借人は厚木町にお住まいのcさんで、申出地は下荻野字中原2筆、地目は畑、合計面積は1,120平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

4番でございますが借人は森の里4丁目にお住まいのdさんで、申出地は飯山字大見原1筆、地目は畑、面積は786平方メートル、利用目的は野菜、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

5番でございますが借人は飯山にお住まいのeさんで、申出地は飯山字越ヶ岡1筆、地目は畑、面積は763平方メートル、利用目的は大豆、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

6番及び7番でございますが、借人は妻田西1丁目にお住まいのfさんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

6番の申出地は飯山字志田原上1筆、地目は畑、面積は621平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

7番の申出地は飯山字志田原上1筆、地目は畑、面積は618平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

8番でございますが借人は七沢にお住まいのgさんで、申出地は小野字榎田1筆、地目は畑、面積は506平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

9番でございますが借人は七沢にお住まいのhさんで、申出地は七沢字坂下1筆、地目は畑、面積は638平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の新規設定でございます。

10番でございますが借人は飯山にお住まいのiさんで、申出地は飯山字亀井2筆、地目は畑、合計面積は2,506平方メートル、利用目的は普通畑、3年間の使用貸借権の更新設定でございます。

11番でございますが借人は下津古久にお住まいのjさんで、申出地は愛甲東三丁目1筆、地目は田、面積は991平方メートル、利用目的は水稻、3年間の使用貸借権の更新設定でございます

なお、2番から11番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<松前委員>

3番から5番までについては、農地情報みえる化プロジェクトで掲載したものになりますが、現況は肥培管理が行われていたところなのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

みえる化プロジェクトについては、基本的に肥培管理農地を掲載しておりますので、3番から5番までについても肥培管理農地です。

<松前委員>

わかりました。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から11番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第57号「農用地利用集積計画の決定について」の2番から11番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和元年11月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
